

## 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 6 年 3 月 29 日 (金曜日)

定期 第 498 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ
<b>○告示</b>	
軽油引取税に係る特約業者の指定取消し (総務・税務指導課)	287
救急病院等を定める省令第 1 条第 1 項の規定による申出の撤回 (健康医療・医療課)	288
救急病院等の認定の一部改正 (健康医療・医療課)	288
土地区画整理組合の設立認可 (5 件) (県土整備・都市整備課)	288
市街地再開発組合の事業計画の変更認可 (県土整備・都市整備課)	290
道路の路線認定 (県土整備・道路管理課)	291
道路の路線廃止 (県土整備・道路管理課)	291
道路の区域決定 (2 件) (県土整備・道路管理課)	292
道路の区域決定及びその供用開始 (県土整備・道路管理課)	293
道路の区域変更 (県土整備・道路管理課)	293
道路の供用開始 (県土整備・道路管理課)	294
急傾斜地崩壊危険区域の指定 (6 件) (県土整備・砂防課)	294
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域の指定の解除及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (3 件) (県土整備・砂防課)	298
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び同法第 9 条第 1 項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定 (3 件) (県土整備・砂防課)	299
<b>○人事委員会規則</b>	
職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (人委・給与公平課)	300
学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (人委・給与公平課)	301
<b>○公告</b>	
農業振興地域の区域変更 (4 件) (環境農政・農地課)	301
地籍調査に関する令和 5 年度事業計画の変更 (県土整備・技術管理課)	302
開発行為に関する工事の完了 (平塚土木事務所)	304
開発行為に関する工事の完了 (厚木土木事務所)	304

特定調達契約に係る入札公告は、県公報に掲載します。そのほかの入札公告は、各発注機関が、かながわ電子入札共同システム (URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステム、県のホームページ等に掲載します。

## 告 示

## 神奈川県告示第190号

地方税法 (昭和25年法律第226号) 第144条の9 第3項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和 6 年 3 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	主たる事務所又は事業所の所在地	指定の取消しの年月日
----------------------------	-----------------	------------

この公報は再生紙を使用しています

購読料

一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円  
(消費税・地方消費税・送料込み)  
本号一部一、二〇六円 (消費税及び地方消費税込み)

発行

横浜市 中区 日本大通 一  
神奈川県政策局政策部政策法務課  
電話横浜 (〇四五) 二一〇一一一一

印刷

横浜市 鶴見区 矢向三 一五二七  
野崎印刷紙器株式会社  
電話横浜 (〇四五) 五七一三三〇八

有限会社加藤工業  
代表取締役 加藤 輝代

秦野市入船町 7-27

令和 6 年 1 月31日

### 神奈川県告示第191号

次の病院から、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による申出を撤回する旨の届出があった。

令和 6 年 3 月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

名称	所在地
湘南泉病院	横浜市泉区新橋町1, 784

### 神奈川県告示第192号

救急病院等の認定（平成元年神奈川県告示第580号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表湘南泉病院の項を削る。

### 神奈川県告示第193号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、土地区画整理組合の設立を次のとおり認可した。

令和 6 年 3 月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 組合の名称  
藤沢市健康と文化の森地区土地区画整理組合
- 事業施行期間  
令和 6 年 3 月29日から令和16年 3 月31日まで
- 施行地区  
藤沢市遠藤字秋葉原、字諸之木、字山崎、字谷ノ上、字広谷、字打越、字菖蒲沢境及び字笹窪上の各一部
- 事務所の所在地  
藤沢市湘南台 2 丁目17番 8 エスポワール湘南102
- 設立認可の年月日  
令和 6 年 3 月29日
- 事業年度  
毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日まで
- 公告の方法  
組合の事務所の掲示場及び藤沢市役所に掲示するものとする。

**神奈川県告示第194号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、土地区画整理組合の設立を次のとおり認可した。

令和 6 年 3 月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 組合の名称  
藤沢市新産業の森第二地区土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
令和 6 年 3 月29日から令和10年 3 月31日まで
- 3 施行地区  
藤沢市葛原字昭和台、字大六天及び字観音道の各一部
- 4 事務所の所在地  
藤沢市湘南台一丁目12番11号
- 5 設立認可の年月日  
令和 6 年 3 月29日
- 6 事業年度  
毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日まで
- 7 公告の方法  
組合の事務所の掲示場及び藤沢市役所に掲示するものとする。

**神奈川県告示第195号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、土地区画整理組合の設立を次のとおり認可した。

令和 6 年 3 月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 組合の名称  
秦野市戸川土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
令和 6 年 3 月29日から令和12年 3 月29日まで
- 3 施行地区  
秦野市戸川字上矢坪、字下矢坪及び字流並びに横野字砂押及び字水窪の各一部
- 4 事務所の所在地  
秦野市戸川800番地
- 5 設立認可の年月日  
令和 6 年 3 月29日
- 6 事業年度  
毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日まで
- 7 公告の方法  
組合の事務所の掲示場及び秦野市役所の掲示板に掲示するものとする。

**神奈川県告示第196号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、土地区画整理組合の設立を次のとおり認可した。

令和 6 年 3 月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 組合の名称  
海老名市中新田丸田地区土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
令和 6 年 3 月29日から令和10年 3 月31日まで
- 3 施行地区  
海老名市中新田二丁目及び河原口字五大縄の各一部
- 4 事務所の所在地  
海老名市東柏ヶ谷二丁目14番25号
- 5 設立認可の年月日  
令和 6 年 3 月29日
- 6 事業年度  
毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日まで
- 7 公告の方法  
組合の事務所の掲示場及び海老名市役所に掲示するものとする。

**神奈川県告示第197号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、土地区画整理組合の設立を次のとおり認可した。

令和 6 年 3 月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 組合の名称  
南足柄市壙下竹松北土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
令和 6 年 3 月29日から令和11年 3 月31日まで
- 3 施行地区  
南足柄市壙下字栗粥、字沢及び字五反田並びに竹松字上河原及び字水無の各一部
- 4 事務所の所在地  
南足柄市狩野82-1 セリーヌ・ピア102号室
- 5 設立認可の年月日  
令和 6 年 3 月29日
- 6 事業年度  
毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日まで
- 7 公告の方法  
組合の事務所の掲示場及び南足柄市役所の掲示場に掲示するものとする。

**神奈川県告示第198号**

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第 1 項の規定により、市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 6 年 3 月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 組合の名称

厚木駅南地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

令和元年 6 月21日から令和 6 年 3 月31日まで

3 施行地区

海老名市河原口一丁目365番 1 から 8 まで、366番 1 から14まで、366番16、370番 1 及び 2、371番 1、372番、372番 2 から 4 まで、373番 1 及び 2、374番 1 及び 2、382番 6 及び 8、382番14から19まで、391番 6、396番 1 及び 3、935番 1 及び 2、936番 1 及び 2、2,393番、2,394番、2,394番 2 から 4 まで、2,395番 1 及び 2、2,396番並びに2,499番 3 から 6 まで

4 事務所の所在地

海老名市中新田二丁目12番33号

5 設立認可の年月日

令和元年 6 月21日

6 事業施行期間に係る変更の内容

変更事項	変更前	変更後
事業施行期間	令和元年 6 月21日から令和 6 年 3 月31日まで	令和元年 6 月21日から令和 6 年 9 月30日まで

7 事業計画の変更の認可の年月日

令和 6 年 3 月29日

**神奈川県告示第199号**

道路法（昭和27年法律第180号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり県道の路線を認定する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課において、令和 6 年 3 月29日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
170	明石下落合	平塚市明石町	—
		伊勢原市下落合	
171	湘南台大神伊勢原	藤沢市湘南台	高座郡寒川町 平塚市大神
		伊勢原市	

**神奈川県告示第200号**

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課において、令和6年3月29日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

整理 番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
144	大島明石	平塚市大島	—
		平塚市明石町	
169	湘南台大神	藤沢市湘南台	高座郡寒川町
		平塚市大神	

**神奈川県告示第201号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県平塚土木事務所において、令和6年3月29日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 道路の種類  
県道
- 路線名  
湘南台大神伊勢原
- 道路の区域

区間	敷地の幅員	敷地の延長
平塚市大神字西八幡原2,560番3から	25.0メートルから	704メートル
同 字一之堰603番1地先まで	42.7メートルまで	

**神奈川県告示第202号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県藤沢土木事務所において、令和6年3月29日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 道路の種類  
県道
- 路線名

湘南台大神伊勢原

3 道路の区域

区間	敷地の幅員	敷地の延長
藤沢市宮原字六本松1, 162番 4 から	25.0メートルから	2,291メートル
高座郡寒川町宮山3, 155番 1 まで	72.6メートルまで	

神奈川県告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、令和6年3月29日からその供用を開始する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県平塚土木事務所において、令和6年3月29日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 道路の種類

県道

2 路線名

明石下落合

3 道路の区域及び供用開始の区間

区間	敷地の幅員	敷地の延長
平塚市浅間町13番 2 から	11.8メートルから	5,136メートル
同 大島字一町地795番 4 まで	61.6メートルまで	

神奈川県告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県横須賀土木事務所において、令和6年3月29日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 道路の種類

県道

2 路線名

横須賀三崎

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	敷地の延長
横須賀市林五丁目344番 1 から	旧	16.6メートルから	763メートル
三浦市初声町和田字海道向83番 2 まで		209.7メートルまで	

同	新	14.2メートルから 209.7メートルまで	同
---	---	---------------------------	---

**神奈川県告示第205号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県平塚土木事務所において、令和6年3月29日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 道路の種類及び路線名  
県道湘南台大神伊勢原
- 供用開始の区間  
平塚市大神字西八幡原2,476番から  
同 字一之堰603番1地先まで
- 供用開始の日  
令和6年3月29日

**神奈川県告示第206号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和6年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 区域の名称  
秋谷2丁目B地区急傾斜地崩壊危険区域
- 区域  
次に掲げる土地に存する標柱第1号から第7号までを順次結んだ線及び標柱第7号と第1号を結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示す部分に限る。）

標柱番号	所在及び地番
第1号	横須賀市秋谷二丁目415番
第2号	同 452番
第3号	同
第4号	同 456番
第5号	同 459番
第6号	同 467番3
第7号	同 407番13

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横須賀土木事務所において一般の縦覧に供する。）



**神奈川県告示第207号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和6年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

## 1 区域の名称

浦賀町6丁目B地区急傾斜地崩壊危険区域

## 2 区域

次に掲げる土地に存する標柱第1号から第4号までを順次結んだ線及び標柱第4号と第1号を結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示す部分に限る。）

標柱番号	所在及び地番
第1号	横須賀市浦賀六丁目3番121
第2号	同 5番104
第3号	同 5番6
第4号	同 10番1

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横須賀土木事務所において一般の縦覧に供する。）

**神奈川県告示第208号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和6年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

## 1 区域の名称

鴨居1丁目A地区急傾斜地崩壊危険区域

## 2 区域

次に掲げる土地に存する標柱第1号から第12号までを順次結んだ線及び標柱第12号と第1号を結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示す部分に限る。）

標柱番号	所在及び地番
第1号	横須賀市鴨居一丁目2,545番8
第2号	同 2,540番24
第3号	同
第4号	同 2,540番23
第5号	同 2,540番22
第6号	同 2,547番88

第7号	同	2,547番41
第8号	同	2,547番94
第9号	同	2,545番1
第10号	同	
第11号	同	
第12号	同	

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横須賀土木事務所において一般の縦覧に供する。)

### 神奈川県告示第209号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和6年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 区域の名称

長井1丁目A地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる土地に存する標柱第1号から第5号までを順次結んだ線及び標柱第5号と第1号を結んだ線によって囲まれた区域(次の図に示す部分に限る。)

標柱番号	所在及び地番
第1号	横須賀市長井一丁目927番1
第2号	同 925番2
第3号	同 924番1
第4号	同 924番2
第5号	同 928番3

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横須賀土木事務所において一般の縦覧に供する。)

### 神奈川県告示第210号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和6年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 区域の名称

森崎2丁目C地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる土地に存する標柱第1号から第13号までを順次結んだ線及び標柱第13号と第1号を結んだ線に

よって囲まれた区域（次の図に示す部分に限る。）

標柱番号	所在及び地番
第 1 号	横須賀市森崎二丁目295番
第 2 号	同 296番47
第 3 号	同 296番57
第 4 号	同 342番32
第 5 号	同 342番28
第 6 号	同
第 7 号	同 342番31
第 8 号	同 343番 2
第 9 号	同
第10号	同
第11号	同
第12号	同 349番 1
第13号	同 295番

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横須賀土木事務所において一般の縦覧に供する。）

### 神奈川県告示第211号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和 6 年 3 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

#### 1 区域の名称

東岡町A地区急傾斜地崩壊危険区域

#### 2 区域

次に掲げる土地に存する標柱第 1 号から第11号までを順次結んだ線及び標柱第11号と第 1 号を結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示す部分に限る。）

標柱番号	所在及び地番
第 1 号	三浦市東岡町3, 480番 3
第 2 号	同 3, 482番
第 3 号	同 3, 491番
第 4 号	同
第 5 号	同 3, 490番
第 6 号	同 3, 489番 3

第7号	同	3,489番1
第8号	同	3,485番地先
第9号	同	3,484番地先
第10号	同	3,482番地先
第11号	同	3,480番1

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横須賀土木事務所において一般の縦覧に供する。)

### 神奈川県告示第212号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和6年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
清水ケ丘1	横浜市南区清水ケ丘及び庚台のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	清水ケ丘1	横浜市南区清水ケ丘及び庚台のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。)

### 神奈川県告示第213号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和6年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
片瀬1丁目2	藤沢市片瀬一丁目及び片瀬山一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	片瀬1丁目2	藤沢市片瀬一丁目及び片瀬山一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大鋸3丁目1	藤沢市大鋸三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	大鋸3丁目1	藤沢市大鋸三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。)

**神奈川県告示第214号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和 6 年 3 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
城南1丁目2	藤沢市城南一丁目、城南二丁目及び大庭のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	城南1丁目2	藤沢市城南一丁目、城南二丁目及び大庭のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。)

**神奈川県告示第215号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 6 年 3 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
清水ヶ丘1	横浜市南区清水ヶ丘及び庚台のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	清水ヶ丘1	横浜市南区清水ヶ丘及び庚台のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。)

**神奈川県告示第216号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 6 年 3 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
----------	--	--	------------	--	--	--

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
片瀬 1 丁目 2	藤沢市片瀬一丁目及び片瀬山一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	片瀬 1 丁目 2	藤沢市片瀬一丁目及び片瀬山一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大鋸 3 丁目 1	藤沢市大鋸三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	大鋸 3 丁目 1	藤沢市大鋸三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。)

### 神奈川県告示第217号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 6 年 3 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
城南 1 丁目 2	藤沢市城南一丁目、城南二丁目及び大庭のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	城南 1 丁目 2	藤沢市城南一丁目、城南二丁目及び大庭のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。)

### 人事委員会規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

神奈川県人事委員会

委員長 小 池 治

#### 神奈川県人事委員会規則第20号

##### 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和32年神奈川県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 3 号中「超えない時間」の次に「(就労支援のための障害者の雇用の場合にあつては、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 31 時間)」を加え、同条第 10 項中「職務の特殊性がある場合」を「次に掲げる場合」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 職務又は公署に特殊性がある場合
- (2) 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は職員の能率を著しく低下させる場合
- (3) 職員からの申告を考慮して休憩時間を与えることが適当である場合

**附 則**

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月29日

神奈川県人事委員会

委員長 小 池 治

神奈川県人事委員会規則第21号

**学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則**

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和32年神奈川県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 3 号中「超えない時間」の次に「(就労支援のための障害者の雇用の場合にあつては、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり31時間)」を加え、同条第10項中「職務の特殊性がある場合」を「次に掲げる場合」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 職務又は公署に特殊性がある場合
- (2) 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は職員の能率を著しく低下させる場合
- (3) 職員からの申告を考慮して休憩時間を与えることが適当である場合

**附 則**

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

**公 告**

農業振興地域の整備に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、海老名農業振興地域の区域を次のとおり変更します。

令和 6 年 3 月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

海老名市中新田二丁目、河原口、河原口五丁目、勝瀬、中央二丁目、中央三丁目及び大谷の区域につき別図のとおり

(「別図」は省略し、その図面は神奈川県環境農政局農水産部農地課及び神奈川県県央地域県政総合センター農政部農地課において縦覧に供します。)

農業振興地域の整備に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、藤沢農業振興地域の区域を次のとおり変更します。

令和 6 年 3 月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

藤沢市遠藤及び葛原の区域につき別図のとおり

(「別図」は省略し、その図面は神奈川県環境農政局農水産部農地課及び神奈川県湘南地域県政総合センター農政部農地課において縦覧に供します。)

農業振興地域の整備に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、秦野農業振興地域の区域を次のとおり変更します。

令和 6 年 3 月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

秦野市戸川及び横野の区域につき別図のとおり

(「別図」は省略し、その図面は神奈川県環境農政局農水産部農地課及び神奈川県湘南地域県政総合センター農政部農地課において縦覧に供します。)

農業振興地域の整備に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、南足柄農業振興地域の区域を次のとおり変更します。

令和 6 年 3 月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

南足柄市壺下及び竹松の区域につき別図のとおり

(「別図」は省略し、その図面は神奈川県環境農政局農水産部農地課及び神奈川県西地域県政総合センター農政部農地課において縦覧に供します。)

国土調査法第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づいて定めた令和 5 年度地籍調査事業計画を変更し、次のとおりとしました。

令和 6 年 3 月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
横浜市	横浜市金沢区釜利谷東二丁目の一部
	同 泥亀一丁目の一部
	同 寺前一丁目の一部
	同 谷津町の一部
	同 泉区中田町の一部
	同 中田北三丁目の一部
	同 中田西三丁目の一部
	同 中田東四丁目の一部
	同 中田北一丁目
	同 中田北二丁目
	同 中田西一丁目
	同 中田西二丁目
	同 中田西四丁目
	同 中田東一丁目
	同 中田東二丁目
	同 中田東三丁目
	同 中田南一丁目
	同 中田南二丁目
	同 中田南三丁目
	同 中田南四丁目
同 中田南五丁目	



川崎市	川崎市川崎区鋼管通一丁目の一部 同 鋼管通二丁目の一部 同 鋼管通三丁目の一部 同 鋼管通四丁目の一部 同 浜町一丁目の一部 同 浜町二丁目的一部分 同 追分町の一部 同 多摩区生田四丁目的一部分 同 生田七丁目的一部分 同 生田八丁目的一部分 同 枅形一丁目的一部分
相模原市	相模原市緑区太井の一部
横須賀市	横須賀市長井三丁目的一部分 同 長井六丁目的一部分
平塚市	平塚市黒部丘の一部 同 唐ヶ原の一部 同 撫子原の一部
鎌倉市	鎌倉市稲村ガ崎三丁目的一部分 同 腰越四丁目的一部分 同 津西一丁目的一部分
藤沢市	藤沢市片瀬海岸二丁目的一部分 同 片瀬海岸三丁目的一部分 同 辻堂西海岸一丁目的一部分 同 辻堂西海岸二丁目的一部分 同 本鵜沼二丁目的一部分 同 本鵜沼三丁目的一部分 同 本鵜沼五丁目的一部分
小田原市	小田原市板橋の一部 同 南板橋二丁目的一部分 同 城山三丁目的一部分 同 城山四丁目的一部分 同 十字二丁目的一部分 同 十字四丁目的一部分 同 南町一丁目的一部分 同 本町一丁目的一部分
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市中海岸二丁目的一部分 同 浜須賀の一部 同 東海岸南一丁目的一部分
三浦市	三浦市諏訪町の一部 同 南下浦町上宮田の一部 同 向ヶ崎町の一部
秦野市	秦野市渋沢二丁目的一部分 同 本町二丁目的一部分
厚木市	厚木市旭町五丁目的一部分 同 飯山の一部 同 上古沢の一部 同 七沢の一部
大和市	大和市下鶴間の一部
伊勢原市	伊勢原市桜台二丁目的一部分

海老名市	海老名市柏ヶ谷の一部
座間市	座間市相模が丘三丁目の一部
綾瀬市	綾瀬市落合南一丁目の一部
大磯町	中郡大磯町大磯の一部
二宮町	中郡二宮町山西の一部
中井町	足柄上郡中井町境の一部
	同 井ノ口の一部
	同 雑色の一部
	同 鴨沢の一部
松田町	足柄上郡松田町松田庶子の一部
	同 松田惣領の一部
山北町	足柄上郡山北町向原の一部
開成町	足柄上郡開成町吉田島の一部
箱根町	足柄下郡箱根町湯本の一部
真鶴町	足柄下郡真鶴町岩の一部
湯河原町	足柄下郡湯河原町吉浜の一部
	同 福浦の一部
愛川町	愛甲郡愛川町春日台二丁目の一部
	同 春日台三丁目の一部
	同 春日台五丁目の一部
清川村	愛甲郡清川村煤ヶ谷の一部

## 2 調査期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月31日まで

都市計画法第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 6 年 3 月29 日

神奈川県平塚土木事務所長 近 藤 充 志

開発区域に含まれる地域の名称	高座郡寒川町岡田 5 -2, 790の 1
開発区域の面積	633. 11平方メートル
開発許可を受けた者の住所	高座郡寒川町岡田 4 - 8 の23
開発許可を受けた者の氏名	三澤 伸喜
開発許可年月日及び許可番号	令和 5 年11月15日 神奈川県指令平土第610056号

都市計画法第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 6 年 3 月29 日

神奈川県厚木土木事務所長 竹 内 淳

開発区域に含まれる地域の名称	綾瀬市深谷南 3 -2, 192の 1 ほか 2 筆
開発区域の面積	1, 825. 20平方メートル

開発許可を受けた者の住所	綾瀬市深谷南 3 - 1 の55
開発許可を受けた者の氏名	見上 妙子
開発許可年月日及び許可番号	令和 5 年11月30日 神奈川県指令厚土東第610083号